

水銀に関する水俣条約第 8 条（排出）の概要

【第 1 項】第 8 条の趣旨

附属書 D に掲げる発生源（①石炭火力発電所、②産業用石炭燃焼ボイラー、③非鉄金属製造に用いられる製錬及びばい焼の工程（非鉄金属製錬施設）、④廃棄物の焼却施設 並びに⑤セメントクリンカーの製造設備）を対象に、排出削減を実施する旨、規定。

【第 2 項】定義

「排出」、「排出限度値」等の用語について定義を規定。

【第 3 項】排出管理及び国家排出管理計画

締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる旨、規定。

【第 4 項】新規発生源への BAT/BEP 適用

締約国は、新規発生源に関し、BAT（利用可能な最良の技術）及び BEP（環境のための最良の慣行）の利用を義務付けなければならない、また、BAT に適合する排出限度値を使用することもできる旨、規定。

【第 5, 6 項】既存発生源に対する措置

締約国は、既存発生源に関し、(a)排出管理目標、(b)排出限度値、(c)BAT/BEP、(d)水銀の排出管理に効果のある複数汚染物質管理戦略、(e)その他の措置から 1 つ以上を選択し実施しなければならない旨、規定。

【第 7 項】排出インベントリの作成

締約国は、関係する発生源からの排出に関するインベントリを作成・維持しなければならない旨、規定。

【第 8～10 項】締約国会議に関する規定

締約国会議が採択すべき手引き（ガイダンス）の採択手順について規定。また、締約国は、この条の関連規定の実施に当たり、その手引きを考慮しなければならない旨、規定。

【第 11 項】報告内容

締約国は、この規定の実施に関する情報等を締約国会議に報告しなければならない旨、規定。